

令和3年度山形県環境審議会第3回自然環境部会 議事録

1 日時 令和4年2月8日(火) 13時半～16時

2 場所 山形県庁1002会議室(Web会議)

3 出席者等(敬称略)

(1) 出席委員及び特別委員

委員：横山潤、江成はるか、大西尚樹、門脇彩花、佐藤景一郎、鳥羽妙、野堀嘉裕、三浦秀一

特別委員：東北森林管理局長 宮澤俊輔【代理：山形森林管理署長 益田健太】

東北経済産業局長 平井淳生【代理：環境・リサイクル課長 志賀信浩】

東北地方環境事務所長 中山隆治【代理：生物多様性保全企画官 伊藤勇三】

(2) 事務局

山形県環境エネルギー部

みどり自然課長

石山 清和

課長補佐(自然環境担当)

五十嵐新也

自然環境主査

本間 珠美

主査

角田 泰彦

主査

田中奈央子

主査

須藤 泰典

主事

石栗 拓

山形県村山総合支庁保健福祉環境部環境課

主査

佐藤 祐司

山形県最上総合支庁保健福祉環境部環境課

環境企画主査

富樫 高広

山形県置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

自然環境主査

赤木 哲也

山形県庄内総合支庁保健福祉環境部環境課

環境企画主査

池田 誠司

4 議 事

(1) 開 会

(2) 課長挨拶

石山みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

(3) 部会の成立

委員総数16名のうち11名が出席しており、山形県環境審議会条例第6条第7項で準用する第4条第3項の規定により、定足数に達していることが報告された。

(4) 議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に野堀委員と三浦委員が指名された。

(5) 審議事項

審議事項1 山形県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)について

(事務局より説明)

横山部会長： ご質問等いかがか。

江成委員： 30ページで「錯誤捕獲の報告の仕組みについて検討した上で、実態について情報収

集を行う」とあるが、いつを想定しているのか。この計画の5年間で検討して、情報収集をするのか、それとも早急に仕組みを検討するのかを教えてください。

2点目、25、26ページのシカへのくくりわなの使用を認める条件を検討するとあるが、これもいつを想定しているのかを教えてください。山形県は、シカが思ったよりも入ってきていて、広まるのが早いのではないかと思います。地域的には、もしかしたら増加層に入っている地域もある気がするので、なるべく早くやらなければならないのではないかと思います。

事務局：最初に、錯誤捕獲の報告の仕組みについては、令和4年度に取り組む必要があると考えている。シカのくくりわなでの捕獲を認める場合の条件等の検討についても、年度が改まったら、ニホンジカ管理計画の検討と併せて、シカの生息状況、生息域の広まり度合いなどを踏まえ検討を進めていく。

江成委員：来年度に検討を始めて、来年度中に決まらなると結局いつまでも決まらなと思うので、来年度中に決めるという心意気でやっていただきたい。

あと1つ質問で、40ページの研修計画にシカは入っているか。

事務局：具体的にシカとは書いていないが、地域ぐるみで行う鳥獣被害総合対策支援事業研修会では、特定の獣種とせずに、イノシシ、シカ、クマなどそれぞれの地域の出没獣種に合わせた対応策について研修することになる。

江成委員：シカに関しては、地域ぐるみで研修を行うと言っている間にどんどん広がってきてしまって、多分手に負えなくなるのが早くなると思われるので、もう少し上のレベルでシカの研修会を行う方がいいのではないかと思います。米沢市と鶴岡市はかなりシカに気をつけた方がいい状態になっていると思うので、その点の検討もお願いしたい。

事務局：「上のレベルでの研修」として具体的にイメージしている研修内容があれば、計画を練りやすくなるので、紹介いただきたい。

江成委員：シカでかなり危惧しているのが、シカの痕跡を見てシカだとわかる人があまりいないのではないかと。シカが県内に入ってきていることに気付かない場合もあると思うので、このような基本的なことについて、これはシカの痕跡だとわかるような状態にしていきたい。

事務局：来年度の研修計画を練る際に、参考にさせていただきたい。

野堀委員：資料1-3の「第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項」の1及び2の6ページと9ページに、生息地回廊の保護区という項目が出てくる。保護区の中の回廊の意味について、国有林が設定されている緑の回廊との接続とか、それらの状況を教えてください。

事務局：生息地回廊については、今回改定する鳥獣保護区の区域に入っていないこともあり、質問に答えられるような資料がなく、お答えできません。

野堀委員：特に9ページは特別保護地区だが、「鳥獣保護区を新設する場合、保護対象となる鳥獣の移動路として必要と認められる中核的地区について指定を検討する」ということなので、次期計画期間中にこのことを検討し始めるという理解でよいか。

事務局：次回、14次計画に向けての検討を継続して行っていく。この規定自体12次計画も同じような規定で、検討して13次計画で該当するものがなく、引き続き、14次計画

に向けても同じように検討していくことになる。

野堀委員： 今後、重要な項目になってくるかと思い、質問した。

横山部会長： 先ほどの江成委員の質問とも関係するが、各計画を立てるときに、この計画の中で何をどこまでやるのかをタイムテーブルのような形でまとめておくとよいと思う。それを作って、どこまで達成したかを踏まえて、次の14次計画とかに繋いでいくとよい。結局、12次計画の文言をそのまま引き継いでいつまでも実現しない計画があるのは、どうかと思う。今回は間に合わないが、14次計画からはいつまでに何をするというタイムテーブル化を是非検討いただきたい。

事務局： 検討したい。

大西委員： 横山部会長の話に非常に賛同する。この管理計画は、いわゆるPDCAのチェックが入っていない。「第九 その他」のところに、計画を最終年度にはチェックをするという文言を加えたほうがいいのではないかと思うがどうか。

事務局： 大変重要な指摘だと思う。管理事業計画については全国、各都道府県が国の一定の指針に基づいて策定するものとなっており、各都道府県、同じ時期に同じようにチェックが入る。文言を追加し、内容の評価についても漏れがないようにしていきたいと思うので、文言の追加について今回の計画に入れられるよう検討させていただく。

大西委員： 4ページの下から3段目に、「なお」とあり、5ページの上の方にすぐ「なお」とあるが、「なお」の使い方が違うと思う。「明日は運動会です。なお、雨の場合は」というようにちょっと違うケースのときなので、「また」とか「さらに」とか、そういう接続詞だと思う。

30ページの最初に江成委員から話があったことは、私も同じ質問をしたいと思っていた。「報告の仕組みについて検討した上で」となると、最初に江成委員が言ったように検討することが1つの仕事になって、そのあとで情報収集が始まる。検討はもちろん、仕組みをブラッシュアップしてくのは当然だが、まず4月からすぐ情報収集はしてほしい。だから、「体制等の整備を努めるとともに、錯誤捕獲の実態について情報収集を行う」でいいのではないかと思う。情報収集するということは、仕組みを検討することだし、それこそ先ほどあったチェックのところで、仕組みが駄目だったら、そこでまた3年後、4年後にまたこの部会の場で議論すればいいと思う。

3つ目が42ページ。「市町村は出沒に備え、関係機関との連携訓練に努める」とあるが、訓練がよくわからない。出沒があったときに連携をうまくできるように事前に訓練をしておいてということなのか。連携をしてということなら、訓練を取って「連携に努める」でいいのではないかと思う。

あと、44ページの「イ 事業の年間計画」の中に、愛鳥週間ポスターの募集・展示とあるが、ポスターの展示とかは愛鳥週間行事の中でやることなので、愛鳥週間行事という事業なのではないかと思う。さらに、「ウ 愛鳥週間行事等の計画」では愛鳥週間行事のことしか書いてないので、「等」はいらないと思う。

横山部会長： この段階になってくると、間違いが発見できなくなっているの、ご指摘ありがとうございます。

事務局： 最初の4ページから5ページにつきましては、「なお」とか「さらに」とかの言葉

の使い方について、改めて見直したい。

30 ページの錯誤捕獲の情報収集の報告の仕組みについては、4月から報告してもらえるよう関係者にお願いしても、すぐに適切な報告になるわけではないと思うので、心理的な抵抗を少なくして適切な報告をしてもらえるよう今後検討したいと思い、このような婉曲的な表現にした。ただ、大西委員のご意見を踏まえ、改めて内部で表現を検討し、できれば早い段階で市町村、総合支庁から協力いただき、報告体制を整えたいと思うので、ご了承いただければと思う。

42 ページの関係機関との連携訓練に努めるということについて、基本的にクマなどが市街地に出没した場合の危機管理的な対応については、市町村で対策本部を設置し、関係機関との連携のもとで対応を進めていくこととされているので、関係機関との連携については、春先年1回は最低限会議を持ち、関係機関との連携体制を確認していただくようお願いしている。実際に市街地等にクマが出没する例は少ないので、万が一出没した場合、スムーズに連絡をすることができるか、警察との連携がうまくいくか、実際にやってみないと、うまく連携ができるのかわからないところがあるので、実際に市町村が中心となり関係機関との連携体制を確認する訓練をやっていたきたいということで、この規定を入れているので、ご理解願いたい。

最後、愛鳥週間の記述については、見直しさせていただく。

江成委員 : 42 ページの「市街地等に出没する鳥獣への対応」の中で、「市街地等への出没の可能性を検知するために I C T 等の新たな技術を活用した監視体制」は、何を指しているのか教えていただきたい。

事務局 : こちらの文章は国の基本的な指針を引用しているが、カメラを設置して監視することなどを想定している。

江成委員 : カメラにクマが映っているみたいな感じが、あまりしっくりしないが、これは県の計画なので、県の計画でできないのであれば、無理やり盛り込む必要はない気がする。

事務局 : もう一度、I C T 等の新たな技術の部分について検討し、難しいようであれば文言の削除も検討させていただく。

大西委員 : 40 ページの先ほど江成委員から指摘があった研修計画の表について、この中の内容・目的のところで「イノシシ等鳥獣被害の初期段階における被害防除意識醸成及び初期対策に関する研修」と初期がアピールされているが、山形県のイノシシはもう初期ではないと思う。初期段階ではなく、イノシシの被害が甚大という研修が必要だと思う。それと関連して、江成委員からご意見があったシカについても、イノシシとシカ両方の分布があって、被害が出てきている動物なので、イノシシとシカを同列に扱うのも1つのアイデアかと思う。

事務局 : イノシシ等被害防除意識醸成研修会については、イノシシをメインにした研修会として県で仕組みづくりしているので、イノシシ等という表現にしているが、イノシシ等にはシカやハクビシンなど、地域で被害に困っている獣種が含まれる。鳥獣被害に困っているけど、何をやったらいいかわからないという地域を対象として、この研修会を昨年度から新規事業として始めた。そのような地域に鳥獣対策アドバイザーを派遣して、ご意見をいただくということで、初期段階、初期対策という表現を使ってい

る。江成委員からご意見いただいたシカの痕跡の見分け方についても来年度以降の研修でどのような形でできるのか考えていきたい。

大西委員： 開催時期が随時とあるが、この研修会は地区から依頼があったら行うものなのか。また、どのように募集をしているのか。

事務局： イノシシ等被害防除意識醸成研修会は、年度初めに、このような趣旨の初期対策を学ぶような研修会を実施したい地区がないかを各市町村経由で調査し、要望のあった地域について、予算の範囲内で研修会を県主催で開催するもの。開催時期については、要望に応じて開催することを考えている。

大西委員： 名称をイノシシ・ニホンジカ等にできないか。チラシを作るなら、タイトルにニホンジカを入れないと伝わらないと思うが、行政ルートなら文章も一緒なので伝わるとは思うので、どちらがいいか迷っている。

事務局： 補助事業名として決まっていることだが、適切に対応してもらいたいということかと思う。地域の実情に応じた鳥獣種の被害に対応できるような形で研修会ができるといいと考えている。

審議事項 2 第4期山形県ツキノワグマ管理計画（案）について

（事務局より説明）

横山部会長： ご質問等いかがか。

佐藤委員： 農作物被害については、金額や将来の目標数値の記載があるが、林業被害については金額が入ってない。具体的な金額等の記載がないことから、林業被害がひどいというインパクトが農業に比べるとない。金額がわかるはずなので、できれば関係課と連携をして、林業被害をアピールできるような表の記載があってもいいと思う。

もう1つ、44ページに森林被害と林業被害とあるが、人工林と天然林の違いの被害なのか、説明をお願いします。

事務局： 林業被害については主にスギのクマ剥ぎによる被害で、特に置賜地域を中心に多い。林業の被害額については検討します。

44ページの資料について、基本的に林業の被害というのは、スギの人工林被害が計上されているはずなので、森林被害と林業被害の使い分けについては確認したい。グラフは真ん中が面積の被害、下段が材積の被害を示している。

江成委員： 資料2-1の概要の4の「(2)計画の内容」で主要生息域、緩衝地域、防除地域、排除地域について、県で地域ごとに色分けした地図を出すような予定はあるか。

排除地域は住宅があるところというのはわかりやすいと思うが、緩衝地域と主要生息域の境目がわかりにくいと思う。

事務局： ゾーニングについては、具体的にここがどの地域というのを示す予定はなく、市町村でおおよそどの地域と決めてもらうことを想定している。県の方では、こういったところがこの地域という概念だけに留めたいと考えている。

江成委員： 捕獲許可の方針で、主要生息域の県許可は春季捕獲のみ、緩衝地域は被害防除実施後でも物的被害が出た場合のみとなっているが、この部分に関しても市町村の判断にすることか。山の中でどこからが緩衝地域でどこからが主要生息域だかわから

ず、春季捕獲や有害捕獲ができるのかがわからないのではないかと思います。

事務局： 奥山ではなく手前のところが緩衝地域になり、微妙なところについては市町村から県に問い合わせをいただき、細かいところについてはその都度に問い合わせをいただくことになる。

江成委員： 地域ははっきりさせた方がいいのではないかと思います。

人身被害の目標で「排除地域及び防除地域における人身被害ゼロを目標とする」とあるが、緩衝地域に関しては別にいいということなのか。41 ページの資料の中で、実際起きている人身事故っていうのは緩衝地域が多いのではないかと。2019 年はおそらく緩衝地域ではないかと思う。

事務局： クマが出没してはいけない場所が防除地域と排除地域になるので、まずはそちらで人身被害がなくなるようにしたいと考えて設定した。

横山部会長： 範囲は市町村で決めるけど、許可は県が出すというのは、誰が権限や責任を持つのがわかりにくくなると思うので、少し整理が必要かと思う。

三浦委員： 地域をゾーニングするのは簡単ではないと思うが、ゾーニングを実際している県はあるのか。または、国でこういう区分けを定めているのか。

事務局： もともと国でゾーニングという考え方を示しており、それに合わせて山形県でもゾーニングを第3期計画から採り入れている。隣県の状況では、ゾーニングを実際にやれてないということでやめたところもあり、山形県はゾーニングを4つにしているが、防除地域と排除地域を合わせて1つにしてゾーニングしているところもある。

三浦委員： 国としてはこれ以上の定め方に対する指針やもう少し具体的な進展はないということなのか。

事務局： 現在、ガイドラインの案が出ているが、細かい記載についてはあまりない。

大西委員： ゾーニングの話は非常に大事だと思っている。宮城県としてはゾーニングを実質無理という考えのもとで、やめてしまった経緯がある。この考え方は保全生態学でアメリカ等を中心に出てきた考え方で、日本のように狭く、山が比較的迫っている国で実際にゾーンを作るのは難しい。全市町村でそれを設定するのも現実的には無理かとは思いますが、やはり大事だと思う。どこの地域の動物は駆除していいとか、ここは守るべきだとか、抽象的な考え方で実際の運用上なかなか難しいところがあると認識したうえで、意識として記載しておくのは大事かと思う。

事務局： これから5年間でどういうふうにしていったらいいのかを検討していく必要があるかとは思っている。

横山部会長： ゾーニングを市町村に任せるなら、コンペをするなりして、多少インセンティブがあるとやりやすいと思う。

野堀委員： ゾーニングに関して、私自身は環境省が植生図を作っていてその中にある植生自然度の概念で区分している。例えば里山の区分だったら植生自然度が8の地域、6だったら植林地だから人間が関与しているところと、その境界は植生図を見ると出てくるのでそういう概念だと思っていたが、はっきりさせた方がいいと感じた。

また、42 ページの状況別人身被害件数のグラフで、林業作業中3件、森林作業中3件とあるが、森林作業と林業作業は変わらないので、一緒にした方がいいと思う。そう

すると6件になり、6件というのはキノコ採り、山菜採りに次いで多く、農作業に並ぶ。合計した方がクマに遭遇する機会の多いところだとわかっていいと思う。

事務局：ゾーニングについては、やり方の検討が必要かと思う。

42ページの人身被害件数については、内容を確認し、必要に応じてグラフを修正したい。

三浦委員：ゾーニングをやる人も予算も必要なので、市町村に任せるのは酷で、それでは進まない。県でもかなり迷っていて、客観的な指標を使えとすれば、国でガイドラインを出すべきで、そういうことを国に要望していいと思う。

事務局：参考にさせていただきたい。

横山部会長：環境省でコメント等ありますか。

東北地方環境事務所：ゾーニングするというのは、言うは易しで、実際やるのは難しい。

横山部会長：多分、みんな概念はいいけれども、実際にやるのはなかなか難しいというご意見だと承った。音声は乱れたが、対応が難しそうだという雰囲気は伝わった。

大西委員：確かに環境省の方でもう少し示して欲しいと思った。今、環境省の方でもクマに関するガイドラインの改定を進めていて、パブリックコメントは1月末で終わったが、都道府県からの意見はパブコメとは違うと思うので、県と東北地方環境事務所からも山形県の審議会で見解があったことを伝えるといいのと思う。そうすれば、まだ環境省でのガイドラインの改定に間に合うかと思う。

横山部会長：ここはすごく難しいところだと思うので、色々な方が考えて、少しずつ良い方向に持ってくしかないのかという気がする。

江成委員：20ページの錯誤捕獲されたツキノワグマを放獣する人材の確保で、人材を現状より多く確保するとあるが、具体的な数値目標を出さない方向なのか。個人的には各総合支庁1名確保を希望する。

次に21ページのモニタリングの内容の農林業被害の調査方法（分担）について、クマ剥ぎを想定していると思ったが、国有林が全く入っていない。国有林の情報収集はしないという理解でよいか。

事務局：確保する人材の数値については、総合支庁毎に1人ずつ確保できればいいと思うが、人材確保の方法についても検討しながら、まずは増やしていきたいという表現にしている。

21ページの農林業被害については、第3期計画のままの表現で、前回国有林について記載していなかったため、記載がない状態である。

横山部会長：結局、国有林からは情報を集めるのか。

事務局：国有林でも小国の方とかクマ剥ぎの被害はあるので、確認のうえ、検討させていただきたい。

江成委員：クマはそこが国有林なのか民有林なのかわからないので、例えば国有林で被害が発生したらその付近の国有林以外でも被害が発生する可能性もあるので情報収集という形で連携した方がいいと思う。

東北森林管理局：国有林でも被害が発生しているというのはご指摘のとおりで、被害についても森林ノミクス推進課や各総合支庁から照会があればデータ等をいつでも提供したい。

横山部会長： 大変重要なコメントありがとうございます。よろしくお願いします。

江成委員： 13 次計画にあった市街地等への出没の関係で I C T 等の記載がクマの管理計画にはないという理解でよいか。

事務局： 基本的に 13 次計画に則ってクマの管理計画も立てているということから、クマの管理計画では記載をしていない。

大西委員： 1 ページの (2) 計画策定の背景の 2 段落目で、「現在、ツキノワグマは全国的に生息数の減少が懸念されており」と書いてあるが、その時代は終わり、全国で数万、数千頭が毎年駆除されている。ここの表現は、なかなか難しいと思うので、個別に相談してもらいたい。

10 ページの地域区分のイメージ図はオリジナルか。今、著作権の勉強もしているので気になった。もし、流用であれば、それを記載すべきかと思う。

16 ページの春季捕獲の意義についてのその 1 について、最後の段落の 3 行目の「オスから追われたメスは、オスのいない人の生活領域に出没するようになると考えられる」とあるが、私はそういうデータを見たことがない。夏にオスから追われたメスが住宅地に近い森林の端っこの方にいるというデータはあるが、出没しているというのはいはあまり聞いたことがない。

もう 1 つ、そのあと、「奥山でオスの成獣を中心に捕獲する春季捕獲」とあって、春期捕獲はオスに偏って捕獲できているという根拠はあるのか。結論として、この 3 段落目は消していいのではないかと思う。

37、38 ページの資料 5 - 1 の春季捕獲の実施時期の変化のグラフを丸で囲ってピークと書いてあるが、何を意図して何を伝えたいのかわからないので説明いただきたい。

事務局： 1 ページについては、大西委員にも相談のうえ、検討させていただきたい。

10 ページのイメージ図については、おそらくデータが県にあるので県で作ったのかと思うが、当時の担当に確認したい。

16 ページの 1 つ目について、春季捕獲についてかつて検討したときにそのような話になったと推測されるが、改めて確認したい。

2 つ目について、春季捕獲では親子連れは捕獲しないとしていることから、オスの成獣を中心に捕獲している。

37 ページの春季捕獲のピークについては、これまでの記載に倣って記載したが、雪の状況によってピークがずれるということはわかるかと思う。

大西委員： 16 ページについて、例えば、前年の秋が凶作の年だったら、親子連れのメスは比率としては少なく、単独メスが多い。そうするとオス、メスの区別はつかないので、やはり根拠が乏しいと思う。オスを中心に捕獲できている根拠が、実際の捕獲票とかでデータがあるなら話は別だが、そうでなければ厳しいと思う。

資料のグラフのピークの丸は雪や天気の状況でピークは変わると思うが、この丸が何を伝えたいのかわからないので、この丸は全部取った方がいいと思う。

事務局： 参考にして訂正したい。

鳥羽委員： 資料編のところ全般、計画の資料のために作り直されてなくて、すごく見づらいも

のが多い。何のための資料なのか考えながら読まないといけない。先ほどの丸の話もそうだが、全体的に統一感を持った方がいいし、何のためのどこを見せたいのかをちょっと工夫した方がいいと思う。

横山部会長： 県の資料全般に言えることではないかという気もするので、どこまでそういうことに気を使わなければならないかはなかなか難しいが、ある程度、読みやすい資料を作成するのも行政としては大事だと思うので、是非ご検討いただきたい。

事務局： 緩衝地域の説明で緩衝林帯と緩衝林、どちらの表現がいいのか、ご意見いただきたい。

横山部会長： 野堀委員にまずお伺いしたいと思うが、いかがでしょうか。

野堀委員： 先ほどゾーニングのところでも言ったが、環境省が作っている植生図に植生自然度の概念があるので、これを流用するとある程度は書ける。例えば、人が関与している度合いで大きい方が自然の度合いが強くなるが、この概念を見ると、植生自然度6が植林地で、7が里山、8が自然林に近い二次林、9が自然林だったと思う。こういう概念を先ほどのイメージ図に合わせてみると、緩衝帯のところは、植生自然度が7になるのかなと。8が左側、9は完全に奥山自然になるという区分で見るとわかりやすいと思う。防除地域のところは植林地になっているかと思う。緩衝林帯がどちらに属するかというと、植林地か里山かのどちらかなので、それがはっきりすればいいと思う。この概念を事務局がどのように考えているのかが一番大事だと思う。この図が、いつ頃どのようにして作られたのかを考えるとわかりやすいと思う。少なくとも私は緩衝林帯は植林地ではないと思っているという意味です。

横山部会長： 緩衝林とすべきなのか、緩衝林帯と表現すべきなのかというところが県で悩んでいるのではないかと思う。今の話で、植生自然度で区分するのであれば、それが帯状に必ずしも繋がったりしないかもしれないので、緩衝林帯と呼べなくなるかもしれない状況は生じるかもしれない。

野堀委員： 特に置賜地方は植生自然度6と7の部分が混在しているので、帯状には間違いなくなっていない。私は帯がつくつかつかないかだと、ない方が山形県にとっては普通ではないかなと思う。

大西委員： 緩衝地域の中にあるのであれば、緩衝林帯という表現自体を全部消してはどうだろうか。今の野堀委員の意見とこのイラストがちょっとずれていて、緩衝林帯と書いてあるところの左が、チェーンソーを握っている人がいるので人工林、植林地だと思う。その奥に自然林。緩衝林帯と書いているところがもしかしたら理想とする里山で奥の方が放棄された里山にもとれる。だから、緩衝地域の中なので緩衝林帯を消していいと思う。

野堀委員： 人が自然にどのように関与していくかという順序から言うと、排除地域は、市街地や住宅地で、防除地域は農地と果樹園が該当していて、その左側に植生自然度7は、この緩衝林帯と、植林地は逆になっているのが普通だと思うので、絵自体が間違っているのかなと思う。里山である人手の入っている広葉樹林の奥にあまり人手の入っていない自然に近い二次林があるという概念なので、この植林地みたいに見えるところ、チェーンソーを持っている人がいるところと、右側のところは逆ではないかと思う。

そもそも緩衝林帯と言われる帯という状況になっていないところも山形県では多いと思う。

横山部会長： ただ、緩衝林帯という名前をつけて整備しようとしているような意図が最初のころはあったのではないかなという気もするが、難しいのであれば大西委員の意見のように緩衝林帯と書くのをやめてしまう方法もある。

三浦委員： 先ほどの議論に戻ると思うが、このイラストの読み解きをしても仕方がなくて、やはり定義がなければ何もできない。なので、ここに若干の説明があるのは、緩衝地域については若干の説明があるので、ここの解釈でできるレベルで、先程の緩衝林帯はどこにも定義がないので、定義のない言葉を使うべきではない。さらに里山林地域という言葉もあるが、これは一体何なのかっていうのは、結構曖昧なところがあるので、やはりこれは国がちゃんと定義とか方針を決めてもらわないと、誰も何もできないと思う。

横山部会長： 緩衝地域があるので、とりあえず緩衝林帯については棚上げにして、緩衝林帯がここに入っても入ってなくてもやることあんまり変わらないと思うので、その方向で検討してはどうかと思う。

大西委員： 今の話で、10 ページの緩衝地域の説明のところに、確か里山の定義もないが、「里山林地域がこれにあたる」と書いてある。里山林もこれに含まれるという感じではないかなと思う。里山林だけがこれにあたるようなイメージがあるので、例えば里山林も緩衝地域として考えられるとか、やわらかい表現にした方がいいと思う。

横山部会長： 今のご意見、是非参考にさせていただきたいと思う。今期の管理計画には間に合わないと思うが、次期に向けてはやはり三浦委員の意見のとおり、環境省にも働きかけるのと同時に、それがうまくいかない場合には県としてある程度この辺りのことを明確にして、この5年で検討してはどうかと思うので、是非その方向で進めていただきたい。

審議事項3 第4期山形県ニホンザル管理計画（案）について

（事務局より説明）

横山部会長： ご質問等いかがか。

江成委員： 12 ページの群れ捕獲について、他の対策をしても、被害軽減できない群れに対して実施するという事だと思うが、今までだと他の対策を何もしていない市町村が突然群れ捕獲を行う事例が実際県内でも見られる。こういうことを防ぐために、対策をする予定はあるか。

事務局： ガイドラインに準じたチェックリストのようなものを作って、これまでに被害対策をしているか等のチェック項目を作り、条件に当てはまったら群れ捕獲ができるようなものを作ろうかと考えている。

江成委員： 国がガイドラインを作った経緯は、おそらく群れ捕獲をいきなりやるのを防ぐためだと思うが、それがうまく働いていないので、それを防ぐために群れ捕獲を行う場合は必ず県を挟むという理解でいいか。

事務局： 有害捕獲などは市町村に許可の権限が委譲されており、県を必ず通すというのは難

しいので、群れ捕獲を行うための条件を市町村にも普及していかないといけないと考えている。

江成委員： よろしくお願ひします。アンケートによって、市町村が本当に何もしてないのにいきなり群れ捕獲をしているというのがわかるので、その部分に対する対応が必要になってくると思う。

もう1つ、先ほど緩衝林が話題になっていたが、私は研修会で説明する際、緩衝林は畑と接する部分にあつて、下草刈りで見通しをするよくすることによってサルの追い払いをしやすくしたり、サルが畑に出てくる時の心理的障壁を上げたりするためにやる対策の1つと説明しているのだから、サルに関しては緩衝林を残して欲しい。

事務局： 緩衝林については、サル計画では検討のうえ、定義を考えたい。

江成委員： 16ページの表にある農林業被害の品目（樹種）とは、サルがコシアブラを食べるといふような特用林産物に対する被害なのか、それとも人工林に対する被害なのか、この部分について教えてほしい。

事務局： 森林ノミクス推進課でサルによる森林被害の調査はしているが、ほとんど計上されてなかったと記憶している。サルによる皮剥ぎみたいなものがあり、冬の間食べるものがないときに食べたりするので、そういうものかと思う。山菜とかの被害はあるかもしれないが、私の記憶では統計では計上されていなかった。

江成委員： 私も夏にサルがスギの皮をなめているのを見たことがあり、皮剥ぎがあるのかと思ったが、皮が剥げているのを見て、私にはサルなのか同定できないと思ひ、質問した。被害がほとんどないなら、特段いいと思う。

横山部会長： 15ページの農業被害額の低減目標について、最上地域の農業被害額が平均6万円ぐらい。5年間で25%減といふのは、目標としてどうか。例えばゼロにするとか、最上だけちょっとかわいそうかもしれないが、頑張つてゼロにできないだろうか。1万円強減つたら目標達成といふのは、目標値としてはかなり微妙な感じがする。

事務局： 目標を25%減と設定するに当たつて、農林水産部の農林水産業元氣創造戦略で鳥獣被害の被害額の軽減目標を定めており、これを参考にした。ただ、これは獣種ごとや地域ごとではなく、県一律で全ての被害を計算すると概ね25%減にする目標となっている。横山部会長と同じように、地域ごとにやるなら差をつけるべきではないかといふ意見があつたが、その分をどこで負担するのか等の調整が難しい。また、最上地域はまだサルの被害が広がっている段階で、被害額の予想がしにくい。そのため、25%減と設定したものの、結構広がってしまう可能性もあるが、今回は25%減としたところ。

横山部会長： 他の地域の被害額の減の誤差のような金額かと思う。地域の事情がわからないので、6万円を減らすのもすごく大変だといふことかもしれないので判断は難しい。

野堀委員： 前回の委員会で「管理の体制推進図」に大学等も入れた方がいいのではないかといふこと以外に、群れで行動するサルとクマでは、この管理体制の組織図自体が違う部分があるのではないかといふ記憶がある。連携の部分若干違ふことがわかるが、根本的に、群れで行動するサルと単独で行動するクマとで、組織図の中に大きな違いが表れてこないのだろうか。かなり違ふ部分があるのではないかと思ひがいかか。

事務局： 前回、野堀委員から意見をいただき、細かいところを見直した。確かにサルは群れで管理するという他の鳥獣にあまりない特徴があるが、これを図にどう表現するのが悩ましく、反映しきれていないというのが現状です。

野堀委員： 若干違っているということが、推進体制の違いに表れているのかと思う。連携の仕方とか、被害報告とかが違っている。県の中の研究機関の有無など、それなりに違いがあるのはわかるが、本質的に違うところがあれば組み込んでおいた方がいいと思う。

横山部会長： 本文中にあった南奥羽鳥獣被害防止広域対策協議会をどこかに位置づけることができないかなという気がする。

事務局： 確かに南奥羽協議会を入れた方がいいと思うので、入れたい。

野堀委員： 今回だけではなく、今後その根本的な違いが表れてくるような項目があれば追加していくといいと思う。

江成委員： 10ページの(1)イの電気柵以外の簡易な侵入防止柵の設置について、サルの場合、電気柵以外の柵は基本的に効かないが、おそらく全部囲う柵をイメージしていると思う。それが伝わるような書き方にして、変な誤解が広がるのは避けていただきたい。

横山部会長： 対応よろしく願います。

これで審議事項1から3についてすべて審議が終わり、皆様からいただいたご意見を踏まえ、修正、追記の上、答申をすることとしたい。答申の文案については私にご一任いただきたい。

各委員： 異議なし。

横山部会長： 以上をもって本日の審議事項は終了する。

(6) その他

横山部会長： 事務局から他に何かあるか。

事務局： 計画の策定に向けた今後のスケジュール等について説明します。

2月中旬から3月中旬にパブリック・コメントを実施し、同時に本部会委員の皆様、特定鳥獣保護管理検討委員会委員の皆様をはじめ、市町村、関係機関、隣県、環境省などあてに意見照会を予定しているのでご協力願いたい。

これらに寄せられたご意見なども踏まえ、3月中旬には環境審議会から答申をいただき、3月下旬には3計画の策定、公表を考えております。

横山部会長： それではこれをもって本日の議事を終了する。

議事録署名人

| | | | |
|---------|---|----|----|
| 議 | 長 | 横山 | 潤 |
| 議事録署名委員 | | 野堀 | 嘉裕 |
| 議事録署名委員 | | 三浦 | 秀一 |

令和3年度山形県環境審議会第3回自然環境部会

議事録署名

議 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____